

4

権利として
「納税の猶予」の申請を

今は無理です



「納税の猶予」(国税通則法46条)
「徴収猶予」(地方税法15条)
を認めさせれば差し押さえは
できません。差し押さえの解
除も申請できます。1年以内の
分割納付も可能です。